

要 望 書

公認心理師が行う「認知行動療法に基づく心理支援」の 診療報酬科目の新設について

日本認知療法・認知行動療法学会
一般社団法人 日本認知・行動療法学会
日本不安症学会
公益社団法人 日本精神神経学会
一般社団法人 日本心身医学会
公益社団法人 日本心理学会
日本総合病院精神医学会
日本摂食障害学会
日本サイコオンコロジー学会
一般社団法人 日本健康心理学会
日本ストレスマネジメント学会
日本ストレス学会
一般社団法人 日本発達心理学会

日本基礎心理学会
日本 EMDR 学会
一般社団法人 日本行動分析学会
日本バイオフィードバック学会
日本生理心理学会
一般社団法人 日本行動医学会
一般社団法人 日本カウンセリング学会
特定非営利活動法人 日本心療内科学会
一般社団法人 日本児童青年精神医学会
国立精神医療施設長協議会
日本行動科学学会
一般社団法人 公認心理師の会
公認心理師養成大学教員連絡協議会

1. 趣旨

本要望は、医療機関において公認心理師が行う認知行動療法に基づく心理支援について、その定義と範囲を明確にすることにより、公認心理師法、医師法および関連法、ならびに診療報酬制度における整合性を担保し、診療報酬化を要望することを目的とし、関連諸団体が学術的・実務的観点から提言を行うものである。

2. 定義

医療機関において公認心理師が行う認知行動療法に基づく心理支援は、以下に定める特定疾患を主病とする患者に対して、当該患者の診療を担当する医師の指示の下に行われる特定疾患の管理を目的として、当該医師による治療計画に基づいて、療養上必要な心理支援を行うものと定義する（B区分：特定疾患に係る管理料として）。

3. 定義の背景

公認心理師の権限は公認心理師法によって規定されているが、認知行動療法は医行為で

あることから、認知行動療法に関連する心理支援について、医療の中で公認心理師が行える範囲が不明確であることが課題となっていた。

そこで、令和2～4年度日本医療研究開発機構・障害者対策総合研究開発事業（精神障害分野）「各精神障害に共通する認知行動療法のアセスメント、基盤スキル、多職種連携のマニュアル開発」課題（研究開発代表者：藤澤大介）では、有識者の見解や、医療機関での実践例を収集し、「認知行動療法における多職種連携マニュアル」を作成して、公認心理師を含む多職種と医師との望ましい連携の在り方について整理を行った。

同マニュアルでは、公認心理師の役割について、「公認心理師は、公認心理師法において「心理学に関する専門知識および技術を持って、心理学的アセスメントや心理援助・相談等を行う専門職である」と定義されており、医療現場においては心理検査などと並んで、心理的支援が中心的な業務の1つとなっている。入院集団精神療法、通院集団精神療法、依存症集団療法、入院生活技能訓練療法、精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケアなどにおいて、公認心理師はチーム医療の一員として貢献している。

心理的支援の実践には熟練と経験を要するために、公認心理師の養成課程においては、大学の科目「心理的支援法」や大学院の心理実践科目「心理支援に関する理論と実践」が必修であり、実習科目「心理実践実習」の450時間が義務づけられているなど、精神科領域の基本となる共通要素について徹底したトレーニングを受ける。認知行動療法についても、大学院では「行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法」が必修となっており、多くの公認心理師は認知行動療法に関する講義を受ける。エビデンスレベルで見ても、心理職がおこなう心理的支援は、他の技法や対照群に較べて有意に大きな効果があると報告されている。医師が1回のセッションに30～50分を要するCBTを実施していくことには困難を伴う。医師の負担を軽減するひとつの方法として、公認心理師に認知行動療法のうち、公認心理師の業、すなわち、心理的支援に該当する部分について分担させることが検討されてよいだろう。」としている（同マニュアル p.6-7）。

さらに、同マニュアルでは、「公認心理師は、国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とした「心理的支援」を行うこととされており、要支援者(患者)に主治医がいる場合には、その医師の指示を受けることが公認心理師法に定められている。本稿では、主治医の指示のもとに、患者自身が気分や行動をコントロールするために、また、患者自身がその技法を自ら習得できるようにするために、公認心理師が相談および助言、指導その他の援助を行う際の多職種連携（主に医師との連携）のあり方についてまとめた。」とあるように、患者に認知行動療法を実践する際に公認心理師が行う心理的支援のモデルを示した。

なお、公認心理師が行う認知行動療法に基づく心理支援における医師と公認心理師との具体的な連携の例は以下の通りである。

- ▶ 医師は、患者の情報を収集し、認知行動療法に基づく心理支援の必要性を判断する。必要と認めた患者に対しては、一連の支援計画を策定し、患者に対して認知行動療法に基

づく心理支援等に関する詳細な説明を行う。

- ▶医師は、公認心理師へ上記の申し送りを行い、面接で扱う患者の問題および治療方針を共有する。
- ▶医師は、診療録等にて認知行動療法に基づく心理支援の経過を把握し、患者に支援の進展に影響を及ぼす可能性がある問題が見られた場合には、公認心理師と問題への対応策を共有し、注意深くフォローをしていく。

4. 本要望の根拠

うつ病や不安症に悩む人は人口の2割近くに及び、国民の幸福度を下げている（生涯有病率はうつ病が6～7%、不安症群が10～15%）。これらに対しては認知行動療法が効果的であるというエビデンス（科学的根拠）があり、認知行動療法によって約半数の患者が改善する。認知行動療法は、とくに薬物療法の効果が少ない患者に有効であるとされ、薬物療法の医療費の削減に寄与できる。平成22年には医師が実施した場合の診療報酬が算定され、平成25年には医師の指導のもと看護師が実施した場合も算定された。しかし、心理療法の専門家である公認心理師が実施した場合は、診療報酬が算定されないために、認知行動療法の恩恵を受けられない患者が多数おり、国民の期待に答えられない現状にある。

公認心理師法において、公認心理師は「心理援助・相談等を行う専門職」とされており、いわゆる心理療法の専門家である。認知行動療法という心理の専門的な業務に係る診療報酬算定の要件において、公認心理師を含めることが強く求められる。公認心理師の大学院での養成においては認知行動療法が必修となっており、国家試験でも多く出題されており、専門的な養成課程を経た公認心理師であれば、社会からの期待に応えられる水準にある。さらに、多くの学会や心理系団体で認知行動療法の研修がおこなわれている。薬物療法のような副作用の報告は特になく、医師の指導のもと、公認心理師が行うことで安全性も担保されている。

心理職が実施する認知行動療法の効果については、うつ病に対する認知行動療法のメタ分析によると、心理職が実施した認知行動療法は、待機リストや他の心理療法より有意に効果が高いという結果が得られている。また、イギリス政府が2007年から施行した心理療法アクセス改善政策（Improving Access to Psychological Therapies: IAPT）では、心理職を中心にしたセラピストが、認知行動療法を中心とする心理療法をおこない、うつ病や不安症に悩む38万人が心理療法を受け、そのうち約半数の46%の人が回復した。

我が国における、心理職が行う認知行動療法の効果についても、別表にあるようにうつ病、強迫症、社交不安症、パニック症、心的外傷後ストレス症、過食症などにおいて着実にエビデンスが蓄積されてきている。

<文献>

丹野義彦ほか(2011) 心理師が実施するうつ病への認知行動療法は効果があるかー系統的

文献レビューによるメタ分析．認知療法研究, 4, 8-15.

佐藤寛・丹野義彦(2012) 日本における心理士によるうつ病に対する認知行動療法の系統的レビュー．行動療法研究 38, 157-167.

L・レイヤード、D・クラーク（丹野義彦監訳）（2017）心理療法がひらく未来：エビデンスにもとづく幸福政策、ちとせプレス.

5. 診療報酬科目の具体案

(1) 名称

認知行動療法に基づく心理支援実施料

(2) 診療報酬点数表

公認心理師による場合 250 点

(3) 算定要件

①精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、精神科若しくは心療内科を担当する医師が心理支援が必要と判断し、その指示を受けた公認心理師が、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該医師による治療計画に基づいて、療養上必要な認知行動療法の考えに基づく心理支援を 30 分以上実施した場合に、2 年を限度として月 2 回に限り算定できる。

②心理支援を患者の家族等に対して行った場合は、患者を伴った場合に限り算定する。

③対象となる患者は、次に掲げる患者である。

I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法 の算定の対象となる患者

④公認心理師は、当該疾病の原因と考えられる要素、治療計画及び指導内容の要点等について認知行動療法に基づく心理支援に係る概要を作成し、指示を行った医師に報告する。当該医師は、公認心理師が作成した概要の写しを診療録に添付する。

⑤認知行動療法に基づく心理支援実施料を算定する場合には、同一患者に対し第 1 回目の心理支援を行った年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

⑥電話やインターネットによる心理支援は、本カウンセリングの対象とはならない。

⑦当分の間、以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師とみなす。

ア 平成 31 年 3 月 31 日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者

イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者